

## 南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例の 制定に係る手続きを進める件（概要）

### 1. 条例制定の趣旨

手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話以外の広く障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解を促進し、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、条例を制定するものである。

### 2. 条例制定の背景

平成23年8月に改正された「障害者基本法」、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において「言語に手話も含めること」、「障害者の情報取得とコミュニケーション手段の利用機会の確保」が規定された。

また、平成31年4月に福島県手話言語条例が施行され、「手話とろう者に対する県民の理解促進」や「手話の普及」等について規定された。

本市においては、平成30年度に聴覚障害者団体等より、手話言語条例制定に関する請願書の提出があり、条例制定に向けて検討を始めた。

### 3. 県内の条例成立状況

資料2のとおり

### 4. 条例の内容

#### (1) 条例の2つの目的

- ① 言語としての手話の理解及び普及
- ② 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の促進

#### (2) 条例の概要について

資料3のとおり

#### (3) 条例制定後の主な施策

- ① 手話等の理解及び普及
  - ・ 広報、ホームページ、出前講座等を活用した条例の啓発（新規）
  - ・ 医師会、商工関係団体、福祉事業所等への周知（新規）
  - ・ 健康福祉まつりにおける普及啓発活動
- ② 障がい特性に応じた情報発信、意思疎通支援
  - ・ 市長記者会見の手話通訳（新規）
  - ・ 手話によるおはなし会の開催（新規）
  - ・ 障がい者コミュニケーション支援事業の拡充（派遣対象者の拡大）
  - ・ 図書館での、点字・録音図書、さわる絵本、文字活字読上装置等の整備
- ③ 手話を学ぶ機会の確保
  - ・ 手話入門講座、手話奉仕員養成講座、出前講座の実施

## ④ 学校における手話等の普及

- ・ろう者や他の障がいの理解に関する講義の実施
- ・手話等を使った活動の実施

## ⑤ コミュニケーション支援者の養成等

- ・朗読奉仕員等養成講座の実施
- ・手話奉仕員登録者に対するスキルアップ研修（新規）

## 5. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

## 6. 協議・検討状況

令和2年	7月22日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	計画策定検討会
令和2年	7月31日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和2年	8月28日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和2年	9月1日	聴覚障害者関係団体との意見交換会	
令和2年	9月25日	南相馬市公立小中学校長会議	
令和2年	9月29日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和2年	10月1日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	事務局会議
令和2年	10月8日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	全体会
令和2年	10月19日	聴覚障害者関係団体との意見交換会	

## 7. 今後のスケジュール（予定）

令和2年	12月	パブリックコメント	
令和3年	1月	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和3年	1月	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	全体会
令和3年	2月	庁議	
令和3年	2月	各区地域協議会へ報告	
令和3年	3月	市議会上程	
令和3年	4月1日	条例施行	

## 8. （参考）聴覚障がい者に対するアンケート調査について

- 調査の目的 聴覚に障がいのある方の状況を把握し、手話言語条例制定及び今後の障がい福祉施策の基礎資料とする。
- 調査期間 令和2年8月7日～8月24日
- 対象者 聴覚障害の身体障害者手帳所持者 225名  
うち回答者 77名（34%）
- 調査結果 別紙5のとおり